

小林昌之

小林昌之 編

二〇〇七年の障害者等に対する特

-インクルーシブ教育実現の課題—』アジアの障害者教育法制

アジ研選書№三八、アジア経済研究所、二○一五年

について論ずる。 本書は、主とし 本書は、主とし 本書は、主とし 本書は、主とし 本書は、主とし

制度がどのように構築され、どのよう 促進―』(アジ研選書心三一)では 教育を実現するために各国において法 実態を分析し、条約が謳っている教育 の障害者教育法制とそれに基づく就学 明らかにした。そこで本書では、各国 阻害要因のひとつとなっていることを ドの七カ国である。 ン、マレーシア、ベトナムおよびイン な課題を抱えているのか考察した。対 用に当たっては、教育・訓練の欠如が 度が整備されつつあるなか、 アの障害者雇用法制―差別禁止と雇用 二〇一二年に刊行した姉妹書の 般企業に障害者の雇用を求める法制 韓国、 差別の禁止、 中国、タイ、 インクルーシブ 実際の採 フィリピ **『**アジ

ルーシブ教育が、障害者が差別なく教障害者権利条約においては、インク

アジアの 障害者教育法制 ー化クルーシブ教育実現の課題ー 小林島之 個

では、 ることができる最 ることができる最 も適切な方法であ る。条約がいうイ ンクルーシブ教育 は、普通学校を含 む教育制度や学習

境」として例外的に認められる。 すべての学齢児童がいわゆる普通学校 教育を受けることをいい、 児童と同じく生活する地域社会におい する合理的配慮を受けながら、非障害 向かっていることが前提とされる。 および社会性の発達を最大にする環 どの特殊教育学校は、「学業面の発達 強い要望のあった盲学校、ろう学校な 視覚障害当事者や聴覚障害当事者から の普通学級に通えることを目標におく。 て質の高い無償の初等教育および中等 障害児童が差別なしに、かつ、必要と 全なインクルージョンという目標」 同義でなく、あくまでも漸進的に し、これは分離教育を認めることとは 究極的には

ンクルーシブ教育に法的根拠が与えら年の特殊教育振興法の改正によってイ対象国をみると、韓国では一九九四

株教育法がその方向を後押している。 一国では二〇一三年の障害者教育条例 中国では二〇一三年の障害者教育条例 中国は伝統的に行われてきた普通学級 に障害児童を在籍させる「随班就読」 がインクルーシブ教育の一形態である と主張している。タイでインクルーシブ教育が法律上登場するのは二〇〇八 での障害者教育運営法においてであり、 そこではインクルーシブ教育とは「障 そこではインクルーシブ教育とは「障 そこではインクルーシブ教育とは「障

代替となっているのが「特殊教育のた ルーシブ教育、 の障害者法で、 セスを定める。ベトナムは二〇一〇年 活・社会技能の習得など教育へのアク 排除の禁止、合理的配慮の提供、 用いないものの、一般教育制度からの 法はインクルーシブ教育という文言を ある。マレーシアの二〇〇八年障害者 めの政策とガイドライン(改定版)」 教育を定める法律は存在しない。 関する包括的な法律やインクルーシブ や支援を定めるものの、 の一般教育制度に入って学習すること そこではインクルーシブ教育とは「障 年の障害者教育運営法においてであり、 インクルーシブ教育、 禁じるとともに政府による特別な措置 カルタが教育機関における入学差別を ピンでは一九九二年の障害者のマグナ とすることを含む」とされる。フィリ にとって教育が受けられることを可能 であり、障害者を含めたすべての集団 害者がすべての段階および多様な形態 と主張している。タイでインクルーシ ブ教育が法律上登場するのは二〇〇八 特別教育が含まれ、 障害者の教育方法には セミ・イン 障害者教育に その

> のの、 位置づけられるべきである。 学校はあくまでも障害者権利条約が求 受できているとはいえない。 られず、 者の就学率の向上は重要課題であるも 条約が謳うインクルーシブ教育の原則 採り入れている。ただし、 映して、政府と教育機関によるインク の知見の共有が促進されることになれ よって、わずかながらでもアジア各国 標に向かう制度設計がなされたなかに める完全なインクルージョンという目 実際には特殊学校を障害者教育の主流 ンクルーシブ教育を謳う国であっても 校に入れるにとどまる国もある。障 果たさないまま、ただ障害者を普通学 する国がある一方で、条約が根ざして に従い、かつ、権利として法的に担保 教育として「インクルーシブ教育」を 年の法案は障害者権利条約の批准を反 ついて定めるにとどまるが、二〇一二 は普通学校へのインテグレート促進に ている。インドの一九九五年障害者法 要な教育方法であり、奨励すると謳 ンクルーシブ教育が障害者にとって主 としている国もあった。しかし、特殊 いる社会モデルへのパラダイム転換を ルーシブ教育の促進・提供を求める。 検討した七カ国はいずれも障害者の 後者においては必要な支援が得 教育を受ける権利を適切に享 障害者権利 また、 本書に

所 開発研究センター) (こばやし まさゆき/アジア経済研究

ば幸いである。